

改正

平成28年7月7日条例第33号
 令和2年3月19日条例第10号
 令和4年3月24日条例第12号
 令和5年3月20日条例第6号
 令和5年3月20日条例第8号
 令和6年7月16日条例第39号
 令和7年3月21日条例第15号

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布します。

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨等)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。次条及び附則第2項において「法」という。）第13条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

2 この条例で定める幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準（第3条において「設備運営基準」という。）は、園児（幼保連携型認定こども園に在籍する子どもをいう。以下同じ。）が、明るくかつ衛生的な環境において、素養がありかつ適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義による。

(設備運営基準の向上)

第3条 知事は、設備運営基準を常に向上させるよう努めるとともに、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、長野県幼保連携型認定こども園審議会の意見を聴いた上で、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(学級の編制)

第4条 満3歳以上の園児については、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に従って編制された教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 1学級の園児数は、30人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(職員)

第5条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（以下この条において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員（副園長若しくは教頭（それぞれ幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。附則第9項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録を受けたものに限る。）、保育教諭等、助保育教諭又は講師に限る。）の数は、次の表の左欄に掲げる園児数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数（満4歳以上の園児及び満3歳以上満4歳未満の園児に係る員数にあっては、当該員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数）を合算した数（園長が専任でない場合にあっては、原則として1人を加えた数）以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。

園児数	員数
-----	----

満4歳以上の園児おおむね25人	1人
満3歳以上満4歳未満の園児おおむね15人	1人
満1歳以上満3歳未満の園児おおむね6人	1人
満1歳未満の園児おおむね3人	1人

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第14条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第69号。第8条及び第14条において「児童福祉施設基準条例」という。）第45条前段に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園のうち、調理業務の全部を委託するものにあつては、当該食事の提供に係る調理員を置かないことができる。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

- (1) 副園長又は教頭
 - (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
 - (3) 事務職員
- （位置及び設備に関する一般的基準）

第6条 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

（園舎及び園庭）

第7条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎は、2階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この条において「乳児室等」という。）は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が規則で定める要件を満たすときは乳児室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であつて規則で定める要件を満たすときは乳児室等を3階以上の階に設けることができる。

4 前項ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる乳児室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

（1） 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積
1学級	180平方メートル
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル

（2） 満3歳未満の園児数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積

7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

（1） 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

ア 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

イ 3.3 平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積

（2） 3.3 平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積

（園舎に備えるべき設備）

第8条 園舎には、次に掲げる設備（第1号に掲げる設備については、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

- (1) 乳児室又はほふく室
- (2) 保育室

- (3) 遊戯室
 - (4) 職員室
 - (5) 保健室
 - (6) 調理室
 - (7) 便所
 - (8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備
- 2 保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下ってはならない。
- 3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第14条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第45条前段に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第1項の規定にかかわらず、当該食事の提供に係る調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための冷蔵庫、加熱器具、流しその他の加熱、保存等の調理機能を有する適切な設備を備えなければならない。
- 4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。
- 5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。
- 6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。
- (1) 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積
 - (2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積
 - (3) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積
- 7 第1項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。
- (1) 放送聴取設備
 - (2) 映写設備
 - (3) 水遊び場
 - (4) 園児清浄用設備
 - (5) 図書室
 - (6) 会議室
- (園具及び教具)
- 第9条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。
- 2 前項の園具及び教具は、常に改善し、及び補充しなければならない。
- (教育及び保育を行う期間及び時間)
- 第10条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
- (1) 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないこと。
 - (2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。
 - (3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の当該園児については、教育時間を含む。）は、1日につき8時間を原則とすること。
- 2 前項第3号の時間については、その地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。
- (履修困難な教育内容)
- 第11条 園児が心身の状況によって履修することが困難な教育内容は、その園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。
- (子育て支援事業の内容)

第12条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業を保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

2 子育て支援事業は、次に掲げるところにより実施するものとする。

- (1) 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する事業を週に1日以上実施すること。
- (2) 幼保連携型認定こども園において、子どもの養育に関する問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業を全ての開園日に実施すること。
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第2条第2号から第5号までのいずれかの事業を実施すること。

（揭示）

第13条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を揭示しなければならない。

（準用）

第14条 児童福祉施設基準条例第3条第2項及び第3項、第4条第1項から第3項まで及び第5項、第5条、第5条の4、第7条、第9条、第10条、第13条（第4項ただし書を除く。）、第18条から第20条まで、第45条前段並びに第49条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条の見出し及び同条第3項	最低基準	設備運営基準
第3条第2項	最低基準	幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（以下「幼保連携型認定こども園基準条例」という。）第1条第2項に規定する設備運営基準（次項において「設備運営基準」という。）
第4条第1項	入所者の	幼保連携型認定こども園基準条例第1条第2項に規定する園児（以下「園児」という。）の
	入所者一人一人	園児一人一人
第4条第2項及び第13条第5項	児童の	園児の
第4条第3項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（第7条及び第49条において「認定こども園法」という。）
第5条の4第1項	入所者に対し支援の提供	園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）
	ため及び	ため並びに
第7条第1項	法	認定こども園法
第9条（見出しを含む。）、	入所者	園児

第18条第1項、第19条第1項並びに第20条第1項及び第3項		
第9条	入所に	入園に
第10条	入所中の児童	園児
第13条第1項	入所者	保育を必要とする子どもに該当する園児（以下この条において「要保育園児」という。）
	第8条第1項	幼保連携型認定こども園基準条例第14条第2項において読み替えて準用する第8条第1項
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等
第13条第2項及び第3項	入所者	要保育園児
第18条第3項	、入所者	、園児
	当該入所者又はその	当該園児の
第19条第1項	援助等	教育及び保育並びに子育ての支援
第19条第3項並びに第20条第1項及び第3項	援助等	教育及び保育並びに子育ての支援
第45条	第13条第1項	幼保連携型認定こども園基準条例第14条第1項において読み替えて準用する第13条第1項
	幼児	園児
第49条	保育所の長	認定こども園法第14条第1項に規定する園長
	入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育

2 児童福祉施設基準条例第8条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員」とあるのは職員については「学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員」と、設備については「学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「当該社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項中「入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第1条第2項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員と兼ねる場合であって」と、設備については「他の社会福祉施設の設備と兼ねる場合であって」と読み替えるものとする。

（補則）

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。次項において「改正法」という。）の施行の日から施行する。
（みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置）
- みなし幼保連携型認定こども園（改正法附則第3条第1項の規定により法第17条第1項の設置の認可があったものとみなされた改正法附則第3条第1項に規定する旧幼保連携型認定こども園をい

う。次項において同じ。)の職員の配置については、第5条第3項の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して5年間は、なお従前の例によることができる。

- 3 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第7条から第9条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

- 4 副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第5条第3項の規定の適用については、施行日から起算して12年間は、同項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

- 5 施行日の前日において現に幼稚園(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項及び附則第7項において同じ。)を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第7条第3項及び第7項並びに第8条第6項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句												
第7条第3項	が規則で定める要件を満たす	が耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える												
第7条第7項	(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table><tr><th>学級数</th><th>面積</th></tr><tr><td>2学級以下</td><td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル</td></tr><tr><td>3学級以上</td><td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル</td></tr></table> イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積	学級数	面積	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル	(1) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table><tr><th>学級数</th><th>面積</th></tr><tr><td>2学級以下</td><td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル</td></tr><tr><td>3学級以上</td><td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル</td></tr></table>	学級数	面積	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル
学級数	面積													
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル													
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル													
学級数	面積													
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル													
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル													
第8条第6項	(1) 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積 (2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積 (3) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積	(1) 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積 (2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積												

- 6 施行日の前日において現に保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第7条第6項及び第7項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条第	(1) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分	(1) 満3歳以上の園児数に応じ、次条第

6 項	に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table><tr><th>学級数</th><th>面積</th></tr><tr><td>1 学級</td><td>180 平方メートル</td></tr><tr><td>2 学級以上</td><td>$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル</td></tr></table>	学級数	面積	1 学級	180 平方メートル	2 学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル	6 項の規定により算定した面積
学級数	面積							
1 学級	180 平方メートル							
2 学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル							
第 7 条第 7 項	(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table><tr><th>学級数</th><th>面積</th></tr><tr><td>2 学級以下</td><td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル</td></tr><tr><td>3 学級以上</td><td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル</td></tr></table> イ 3.3 平方メートルに満 3 歳以上の園児数を乗じて得た面積	学級数	面積	2 学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル	3 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル	(1) 3.3 平方メートルに満 3 歳以上の園児数を乗じて得た面積
学級数	面積							
2 学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル							
3 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル							

7 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（第 7 条第 7 項第 1 号の面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、同条第 5 項の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満 3 歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- (1) 園児が安全に移動できる場所にあること。
 - (2) 園児が安全に利用できる場所であること。
 - (3) 園児が日常的に利用できる場所であること。
 - (4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。
- （幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）

8 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第 5 条第 3 項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が 1 人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち 1 人は、同項の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。

9 職員については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下この項及び附則第 13 項において「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

10 1 日につき 8 時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における職員については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

11 職員については、当分の間、1 人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満 1 歳未満の園児の数が 4 人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識及び経験

を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

12 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

13 前4項の規定により職員を小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、第5条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

附 則（平成28年7月7日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月19日条例第10号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月24日条例第12号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月20日条例第6号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月20日条例第8号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。（後略）

附 則（令和6年7月16日条例第39号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第5条第3項の表の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第5条第3項の表の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則（令和7年3月21日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。